

日本植物学会第90回大会 シンポジウム企画内容書

シンポジウム題名			
オーガナイザー①		氏名:	所属:
		TEL:	e-mail: @
オーガナイザー②		氏名:	所属:
		TEL:	e-mail: @
演者 1 □*	フリガナ		所属
	氏名		
	連絡先	e-mail	@
	演題	(持ち時間 分)	
演者 2 □*	フリガナ		所属
	氏名		
	連絡先	e-mail	@
	演題	(持ち時間 分)	
演者 3 □*	フリガナ		所属
	氏名		
	連絡先	e-mail	@
	演題	(持ち時間 分)	
演者 4 □*	フリガナ		所属
	氏名		
	連絡先	e-mail	@
	演題	(持ち時間 分)	
演者 5 □*	フリガナ		所属
	氏名		
	連絡先	e-mail	@
	演題	(持ち時間 分)	
演者 6 □*	フリガナ		所属
	氏名		
	連絡先	e-mail	@
	演題	(持ち時間 分)	
演者 7 □*	フリガナ		所属
	氏名		
	連絡先	e-mail	@
	演題	(持ち時間 分)	
趣旨 など	全体の所要時間: 時間 分 (2時間15分、2時間30分、2時間45分から選択) シンポジウム趣旨(200文字程度で具体的な内容をお書きください):		
	使用言語(日本語・英語) 共催シンポジウム <input type="checkbox"/> (該当する場合はチェックを入れてください) * 非会員の講演者 (該当する場合は演者欄の <input type="checkbox"/> にチェックを入れてください)		

公益社団法人日本植物学会大会開催に関する覚書 抜粋

19. 参加費納入に関する注意事項

- (1) 非会員がシンポジウムの講演者となっている場合の取り扱い：非会員のシンポジウム講演者の参加費は、徴収しない。参加証は交付する。ただし、要旨集は配布しない。当該講演者が通常の参加を希望する場合には、非会員の参加として取り扱う。ただし、参加費を支払っている非会員のシンポジウム講演者については、通常の非会員と同じく要旨集を配布する。シンポジウムオーガナイザーには、大会開催前に当該講演者が会員になるように勧誘していただくことを文書で依頼する。
- (2) 非会員の参加者が会員価格で事前登録している場合の取り扱い：事前登録を完了している者については、登録時に支払う意志があったものとして、大会開催時に事前登録の非会員金額の不足額を請求する。ただし、大会開催まで又は大会当日に入会する場合には、登録時に遡及して会員として取り扱う。
- (3) 発表申し込み者が非会員であった場合の取り扱い：発表申込者が学会に未入会であった場合には、原則として要旨集入稿日を期限として学会への入会を本部より依頼する。その際に、入会手続きが期限までに完了しない場合には、発表取り消しになる可能性がある旨を通知する。入会しない場合及び入会しない旨の申し出があった場合には、要旨集から削除する。
- (4) 本覚書で扱っている参加費及び懇親会費の納入等に関して、別表1にまとめる。

2023年7月29日理事会承認

公益社団法人日本植物学会大会開催に関する覚書別表

種別	一般発表	旅費	大会参加登録	参加費の支払い	懇親会費の支払い	参加証の交付	要旨集配布	要旨の登録
シンポジスト	非会員	不可	なし	必要	無料	必要	しない	必要
	会員	しない	なし	必要	必要	必要	する	必要
シンポジスト	非会員	する	なし	必要	必要	必要	する	必要
	会員	する	なし	必要	必要	必要	する	必要
理事会主催シンポジスト	非会員	不可	本部負担	必要	本部負担	必要	する	必要
	会員	しない	なし	必要	必要	必要	する	必要
理事会主催シンポジスト	非会員	する	なし	必要	必要	必要	する	必要
	会員	する	なし	必要	必要	必要	する	必要
JPR国際シンポジスト(海外)*	非会員	不可	本部負担	必要	本部負担	必要	する	必要
JPR国際シンポジスト(海外)*	非会員	しない	本部負担	必要	必要	必要	する	必要
	会員	する	本部負担	必要	必要	必要	する	必要

* 科研究費による招聘以外の参加は、理事会主催シンポジストと同じ扱いとする。ただし、海外からの参加者には旅費を支給しない

(2) 受賞者

種別	一般発表	旅費	大会参加登録	参加費の支払い	懇親会費の支払い	参加証の交付	要旨集配布	要旨の登録
大賞受賞者	非会員	しない	本部負担	必要	無料	無料招待	する	必要
	会員	する	本部負担	必要	無料	無料招待	する	必要
学術賞、奨励賞、若手奨励賞	非会員	しない	なし	必要	必要	必要	する	必要
	会員	する	なし	必要	必要	必要	する	必要
特別賞受賞者	非会員	しない	なし	必要	必要	必要	する	必要
	会員	する	なし	必要	必要	必要	する	必要
	非会員	不可	本部負担(交通費等)	本部判断	本部負担	本部判断	本部判断	必要

(3) 市民公開講座講演者

種別	一般発表	旅費	大会参加登録	参加費の支払い	懇親会費の支払い	参加証の交付	要旨集配布	要旨の登録
市民公開講座講演者	非会員	不可	実行委員会判断	不要	参加する場合は必要	実行委員会判断	実行委員会判断	公開講座の要旨登録が
市民公開講座講演者	非会員	しない	原則としてなし*	必要	必要	必要	する	公開講座の要旨登録が
	会員	する	原則としてなし*	必要	必要	必要	する	公開講座の要旨登録が

* 科学研究費補助金を受けた場合は実行委員会の判断により支給できる

(4) 企業展示関係者

種別	一般発表	旅費	大会参加登録	参加費の支払い	懇親会費の支払い	参加証の交付	要旨集配布	要旨の登録
展示企業	—	—	—	—	—	人数配布	1部配布	—
ランチョンセミナー企業	—	—	—	—	—	人数配布	1部配布	—
協賛企業(広告、寄付金、パンフ同)	—	—	—	—	—	人数配布	1部配布	—

(5) 高校生

種別	高校生ポスター発表	旅費	大会参加登録	参加費の支払い	懇親会費の支払い	参加証の交付	要旨集配布	要旨の登録	
高校生**	—	する	—	高校生の登録が 必要	無料	懇親会に参加できない	高校生用を配布	1団体に1冊配布、高校生ポスター要旨集は登録者全員に配布	高校生用要旨の登録が 必要
引率教員(高校生)	会員/非会員	—	—	高校生用の登録が 必要	無料*	参加する場合は必要	高校生用を配布	—	

* 引率教員が会員かつ大会発表する場合は、大会参加費を支払うこととする
** 大会会長の個別の承認のもと、小・中学生も特別として参加・発表ができる

(6) そのほかの参加者

種別	一般発表	旅費	大会参加登録	参加費の支払い	懇親会費の支払い	参加証の交付	要旨集配布	要旨の登録	
学部学生	会員/非会員	しない	—	不要	無料	学生価格で支払う	する	しない	—
学部学生	会員	しない	—	必要	必要	学生価格で支払う	する	する	必要
関連集会のみ参加	会員/非会員	しない	—	不要	不要	参加する場合は必要	しない	—	—

公益社団法人日本植物学会出張規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本植物学会（以下「本学会」という）の役員・委員・職員（以下「役員等」という）が会務のため出張する場合、及び、会長が認めた者が学会の依頼を受けて旅行する場合に関して必要な手続き及び出張旅費等を定めることを目的とする。

(旅行命令等)

第2条 前条に規定する出張のため旅費を受ける場合は、事前に会長の発する旅行命令を受けなければならない。また、変更（取消しを含む。以下同じ。）する場合も同様とする。

2. 旅行する者は、必要に応じて所属研究機関に対して、本学会から旅費支給がある旨の出張届を提出しなければならない。

(出張の区分)

第3条 出張は日帰り出張、宿泊出張及び特別出張の3種類とし、その定義は以下の各号に定めるとこ

ろとする。

- (1) 日帰り出張 会務のために本学会の役員等が旅行し、宿泊を必要としない出張をいう。
- (2) 宿泊出張 会務のために本学会の役員等が旅行し、宿泊を必要とする出張をいう。
- (3) 特別出張 会長が認めた者が本学会の依頼を受けて旅行する出張をいう。

(移動方法)

第4条 旅行をする者の移動は、原則として公共交通機関を利用するものとし、遠隔地からの移動は鉄道又は航空機を利用し、最も経済的な経路を選択するものとする。

(旅費の定義)

第5条 本規程でいう旅費とは以下の各号のものをいう。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 日当

(交通費の算定)

第6条 第4条の遠隔地からの移動による交通費は、次の各号に掲げる方法で算定する。

- (1) 国内の移動による交通費のみ支給する。
- (2) 鉄道利用の場合は、主たる勤務機関又は、住居の所在地の最寄り駅から用務地の最寄り駅までの経路のうち、最も経済的な経路により旅行した場合の往復普通運賃とする。また片道100kmを越える場合の往復特急料金(新幹線を含む)、片道50kmを越える場合の往復急行料を支給する。但し、会長が必要と認めた場合はこの距離以内でも特急料金(新幹線を含む)、急行料を支給する。また、片道100kmを越える場合、指定席特急料金を支給することができる。
- (3) 航空機利用の場合は、前号に準じ、普通席の往復航空運賃ならびに空港までの往復交通費実費を合算したものとする。
- (4) 科学研究費等の財源の裏付けがある場合には、(1)に関わらず海外からの招聘者に係る往復の交通費を支給できる。

(宿泊費支給の基準)

第7条 宿泊費は、以下の各号に該当するときに支給することができる。

- (1) 会務が2日以上に及ぶ場合
- (2) その他、会長が必要と認めた場合

(宿泊費の算定)

第8条 宿泊費は、原則、国内での宿泊にのみ、実費(上限を1泊15,000円[税別])を支給する

(日当支給の基準)

第9条 日当は、以下の各号に該当するときに支給することができる。

- (1) 科学研究費等により外国居住者を招聘する場合
- (2) 理事会主催のシンポジウムに参加する非会員に宿泊費を支給する場合
- (3) 宿泊出張の場合
- (2) その他、会長が必要と認めた場合

(日当の算定)

第10条 日当は、以下の通りに支給する。

- (1) 科学研究費等により外国居住者を招聘する場合は、原則1日あたり2,500円とする。ただし、必要に応じて調整して支給することができる。
- (2) 理事会主催のシンポジウムに参加する非会員に宿泊費を支給する場合は、1泊につき1日あたり1,500円とする。
- (3) 宿泊出張の場合は、1泊につき1日あたり1,500円とする。

(支給の例外)

第11条 次の各号の場合は、交通費、宿泊費及び日当を支給しない。

- (1) 会長が不要と認めた場合
- (2) 本人が辞退した場合

(特別出張の取り扱い)

第12条 特別出張の取り扱いは以下の各号に定めるところとする。

- (1) 本学会大賞受賞者が大会に参加する場合
原則として第6条に定める交通費の実費を支給する。ただし、会長が認めた場合は第8条に定める宿泊費を支給する。
- (2) 本学会特別賞受賞の非会員が大会に参加する場合原則として第6条に定める交通費の実費を支給し、宿泊費は支給しない。

(3) 理事会主催のシンポジウムにて非会員が学術集會に参加する場合原則として第 6 条に定める交通費の実費を支給する。会長が認めた場合は第 8 条に定める宿泊費と第 9 条に定める日当を支給することができる。

(4) 科学研究費等の財源による海外からの招聘者には、係る往復交通費の実費と宿泊費と日当を支給することができる。その他の海外からの招聘者には支給しない。

(5) JPR 国際シンポジウムにて非会員が学術集會に参加する場合、(3) の理事会主催のシンポジストと同じ扱いにする。ただし (4) を除く海外からの招聘者には支給しない。

(6) その他、会長が必要と認めた場合

(7) 科学研究費等の財源の裏付けがあり、出張者の健康上の理由など特別な理由から会長が必要と認めた場合は、第 6 条 (3) にかかわらず航空運賃についてビジネスクラスの実費を支給することができる。

(自動車による出張)

第 13 条 自動車を利用した出張は原則として認めない。事情により自動車による出張を行わざるを得ない場合には、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。その際、燃料、駐車料、有料道路通行料はそれを証明するものを提出した場合に限り支給する。

(その他の費用の取り扱い)

第 14 条 出張中、やむを得ずタクシー等を利用した場合については請求により実費を支給する。

(出張中の欠勤)

第 15 条 出張中に勤務を欠いた期間については、その期間中の休日を含め、特に定められた場合を除き旅費を支給しない。

(出張中の災害等の取り扱い)

第 16 条 旅行中交通機関の事故又は天災又は宿泊施設の火災等、本人の責めに帰すべきでない事情による変更がある場合は、旅費額の全部又は一部を支給する。

(時間外勤務の取り扱い)

第 17 条 出張旅費を支給する職員については時間外勤務の取り扱いは行わない。

(その他)

第 18 条 国際会議等による海外への代表者派遣等の特別な場合で、本規程により処理できないときは、その都度、理事会で協議して決定する。

(改正)

第 19 条 この規程を改正又は廃止する場合は、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、平成 22 年 7 月 18 日から施行する。

附則 この規程は、平成 23 年 8 月 20 日から施行する。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則 この規程は、平成 25 年 8 月 3 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 1 月 31 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 7 月 25 日から施行する。

附則 この規程は、平成 28 年 7 月 30 日から施行する。

附則 この規程は、平成 30 年 2 月 10 日から施行する。

附則 この規程は、2023 年 8 月 1 日から施行する。

公益社団法人日本植物学会航空機ビジネスクラス利用の基準についての覚書

公益社団法人日本植物学会出張規程の第 12 条第 5 項に基づき、航空機ビジネスクラス利用を求める者は、事前に理由書(様式自由)を提出しなければならない。

なお、以下の各号のいずれかに該当する場合は、ビジネスクラス利用を許可する十分な理由があると判断することができる。

(1) 急性肺血栓塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の既往歴があるなど、静脈血栓塞栓症の強い危険因子を持つ者

(2) 長時間歩くことが困難で、車椅子を利用している者

(3) その他の健康上の理由など、特別な理由から社会通念に照らしてビジネスクラス利用が妥当であると判断できる者

附記 この覚書は、平成 28 年 7 月 30 日から施行する。
附記 この覚書は、平成 29 年 1 月 22 日から施行する。

公益社団法人日本植物学会謝金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本植物学会（以下「本学会」という）の運営及び事業に伴う各種謝金の支払いに関する事項について定めることを目的とする。

(支給対象・業務内容・報酬額)

第 2 条 諸謝金の区分・支給対象者・対象業務の内容については、別表に掲げる通りとする。
2. 報酬の額については、別表の額を上限とし、その業務に関連した理事又は担当委員が決定する。

(支払方法)

第 3 条 諸謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。但し、現金で支給することも出来る。

(源泉徴収)

第 4 条 本学会は法令の定めるところに従って定率の源泉徴収を行った後、支給対象者に諸謝金を支払う。

(会費の免除)

第 5 条 別表に記されている日本に渡航しない海外からの招聘講師には、謝金を支給する代わりに翌年の会費を免除することができる。

(その他)

第 6 条 別表の規程に関わらず特別な事情がある場合は、当該者の経験・実績を勘案し、理事会の議をもって支給金額を決めることが出来る。

(規程の改廃)

第 7 条 本規程を改正又は廃止する場合は、理事会の承認を必要とする。

区分	支給対象者	業務内容	単位の上限	支給対象人数の上限		
講演謝金	海外招聘講師	JPR シンポジウムでの講演	1 人 20,000 円 通常開催の場合	2 シンポジウムの計 4 名まで支給可能 1 シンポジウムにつ き 2 名まで		
	科学研究費補助金「国際情報発信強化 (B)」の採択を受けた第 84 回～88 回大会対象					
	講師 (非会員)				大会時の公開講演会での講演	1 人 20,000 円
	講師 (非会員)				大会時のダイバーシティ推進ランチョンセミナーでの講演	1 人 10,000 円
	講師 (非会員)				大会時の理事会主催シンポジウムでの講演	1 人 20000 円
	講師 (会員・非会員) (2021～2025 年対象)	一般向け講演会での講演	1 人 20000 円			
労務謝金	会員・非会員	発送業務、蔵書整理等のアルバイト	1 時間 1,200 円			

※上記基準額は、所定の源泉徴収税額を控除した後の金額とする。

附則 この規程は、2016 年 1 月 24 日から施行する。

附則 この規程は、2018 年 7 月 29 日から施行する。

附則 この規程は、2020 年 2 月 2 日から施行する。

附則 この規程は、2020 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、2021 年 3 月 7 日から施行する。

附則 この規程は、2021 年 6 月 21 日から施行する

附則 この規程は、2022 年 2 月 13 日から施行する。